

BOI 認可企業の外国人雇用基準及び最低月額賃金

2025年11月20日

One Asia Lawyers タイ事務所
藤原 正樹 (弁護士・日本法)
マーシュ 美穂

2025年6月5日、BOI（タイ投資委員会）は告示第Por.8/2568号（以下、「告示」）を発出し、BOIの奨励事業下で雇用する外国人の雇用比率や最低賃金についての新基準を定めました。本告示は新たに申請する奨励事業については2025年10月1日から、既存の奨励事業については2026年1月1日から適用されます。



1. 告示で定める基準

1.1 タイ人対外国人の雇用比率

従業員数100名超を有する製造会社が外国人を雇用する場合、タイ人従業員比率を最低70%以上維持することが求められます。ただし、以下に該当する場合はこの要件が適用されません。

- ・従業員100名未満の製造会社の場合
- ・従業員数問わず、製造業以外の全ての業種の場合
- ・外国人の雇用期間が6か月以下の場合

ただし、大型投資案件等については、BOIの裁量で個別に例外が認められる場合もあります。

1.2 外国人の最低月額賃金

BOIは、専門性の高い人材獲得を及びタイ人従業員の能力向上促進を目的として、以下の通り職位毎の最低月額賃金基準を打ち出しました。

カテゴリー	職種の例	最低月額賃金（タイバーツ）
エグゼクティブ	CEO、社長、代表取締役、MD、等	150,000
マネジメント	工場長、生産マネージャー、顧問、アドバイザー、等	75,000（職種に直接関連する学士号以上保持者は50,000）
オペレーション	監督者、技術者、スペシャリスト、等	50,000
研究者（科学・技術）	R&D要員、科学者、データアナリスト、等	75,000（職種に直接関連する学士号以上保持者は50,000）
エンジニア	機械・電気エンジニア、等	75,000（職種に直接関連する学士号以上保持者は50,000）

カテゴリー	職種の例	最低月額賃金（タイバーツ）
IT スペシャリスト	ソフトウェア技術者及び開発者、IT 専門家、等	75,000（職種に直接関連する学士号以上保持者は 50,000）
BPO/IBPO オペレーター	コールセンタースタッフ、データ処理スタッフ、等	35,000

上記の最低月額賃金は、BOI の認可を受けたタイ法人から外国人に対してタイ国内で支払われる必要があり、BOI 奨励事業下の外国人がビザや労働許可証を新規取得または延長する場合は雇用契約、申請前 3か月分の源泉徴収申告書（P.N.D.1 / P.N.D.1 Kor）及び BOI が求める関連資料を提出することにより上記の月額賃金以上が支払われていることを証明することが求められます。

また、既存の奨励事業については 2026 年 1 月 1 日から施行開始となっていますが、2026 年 1 月に外国人のビザ及び労働許可証延長を予定している場合、2025 年 10 月の給与から上記の月額賃金以上をタイ国内で支払っておく必要があります。

2. 結論

BOI 奨励事業下で外国人を雇用する際は、タイ人対外国人の雇用比率を遵守していない場合や最低月額賃金以上を支払っていない場合だけでなく、申請者の学歴や経験が業務内容に直接関連しない場合にも申請が却下される恐れがあります。

BOI の奨励事業下で外国人のビザ及び労働許可証の発行が承認されなかった場合、一般制度下での申請が必要になり、外国人 1 名の雇用につきタイ人 4 名雇用が求められ、タイ法人の負担が増えることにもなりかねないため、BOI 奨励事業下で外国人のビザ及び労働許可証を申請または更新する際は各種要件を充足しているかを事前にご確認頂く必要があります。

BOI の奨励事業や申請手続きに関するご質問は、One Asia Lawyers タイ事務所までお気軽にお問い合わせください。

以上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点につきご了解ください。

- ・本資料は2025年11月20日時点の情報に基づき作成しています。
- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

One Asia Lawyers タイ事務所においては、常駐日本人専門家4名を含む合計20名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

各種フォーマットの提供や各種動画配信（例：「タイにおける解雇のポイント（日本語、英語）」、「タイにおける個人情報保護法のポイント（英語、タイ語、日本語）」、「タイにおける駐在員が知っておくべきコンプライアンスのポイント（日本語）」）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各國の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般の情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者>

	<p>マーシュ 美穂 One Asia Lawyers タイオフィス ダイレクター タイ人弁護士と連携して主にコーポレート、労務、コンプライアンス分野を中心とした多岐にわたる法務案件について助言を提供。コーポレートの分野では、外資規制や BOI・FBL を含む各種許認可申請から、合併、解散、清算といった複雑な企業法務案件まで、幅広く対応。労務分野においても豊富な経験を有し、一般的な雇用問題から労働裁判までを取り扱う。その他、コンプライアンス監査の実施、相続・不動産取引に関する助言、内部通報制度の外部窓口構築支援なども担当。 miho.marsh@oneasia.legal</p>